

れを考えずに設置すると、徐々に実施隊の活動に陰りが見え始め、中だるみして停滞することになる。また、野生獣の生態などを熟知し、優れた技術を持つ人は、専門捕獲員などへの昇格、それに見合った対価を報酬として支給することも検討したい。

〈最前線で活動する自覚〉

添田町は実施隊活動の最先端ではなく、実施隊活動の最前線にいただけである。また、各地域により、加害動物の動きや環境整備などの状況が違うため、全国の実施隊向けの研修会の開催なども必要である。実施隊はまだまだ発展途上の制度であると考えている。

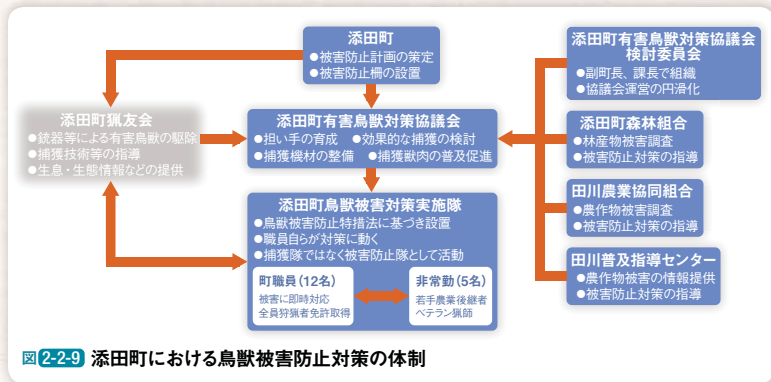


図2-2-9 添田町における鳥獣被害防止対策の体制

添田町での捕獲獣の利活用

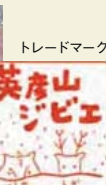
添田町では、厄介者として処分してきた捕獲獣を地域の資源として有効利用し、新しい添田町の特産物として加工や販売することにより町おこしへとつなげようと、採算性が期待できないことは承知で食肉処理加工施設の設置を行った。従来イノシシ肉は、臭い・固いといったイメージが定着しており、また、欧米とは違い、ジビエの文化が根付いていないが、本施設で処理した肉を、一般の方に食べていただくことで、悪いイメージを払拭しつつある。また、ジビエを提供したいフランス料理店が安心して仕入れられる施設として、評価が高まり、徐々に注文が増加している。



施設の外観



製品（イノシシの肉）



トレードマーク

施設の概要

名称：添田町食肉処理加工施設
完成年月日：2010年3月30日
販売開始：2010年11月から
建築面積：84.00㎡
処理獣：イノシシ・シカ
管理委託先：英彦山ジビエの会
販売部位：ロース・モモ・ヒレ・バラ
加工販売：ブロック・スライス・ミンチ

長崎県（平戸市、諫早市など）

捕獲隊（有害鳥獣捕獲補助員）を活用した捕獲体制

狩猟者の減少や高齢化が問題となる中、イノシシやシカの捕獲数は近年、急激に増加している。捕獲作業に関わる負担増加は、捕獲従事者の育成や確保を困難とし、地域が求める有害鳥獣捕獲に対応できなくなる可能性がある。そこで、狩猟免許を持たない人も免許所持者の指示のもとで捕獲の補助作業ができる制度を活用した「捕獲隊」を設置し、地域が主体となった捕獲体制の整備を進めて、捕獲技術の普及や免許所持者の育成、自衛的な被害対策を行っている事例を紹介する。

キーワード

- ・地域ぐるみの被害対策
- ・捕獲隊
- ・有害鳥獣捕獲
- ・有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業
- ・狩猟者の育成と地域ニーズの合致

1 調査対象地域の概要と特徴

長崎県は、日本列島の西端に位置し、県土面積は4094km²であるが、多くの半島と島しょ（971島で日本一）からなり、海岸線は複雑で4195kmに達する。平坦地に乏しく、山地や丘陵地が広がっているが、大部分は500m以下の丘陵となっており、野生動物の生息地と人間の生活領域が近接する傾向がある。

温暖湿潤な気候（温量指数149.3、年降水量は約1800mm）で、県土の6割を占める森林のうち、約4割がヒノキ・スギ等の人工林、残り6割はブナ、ミズナラの夏緑樹林、シイ、カシの照葉樹林などから構成される。

半島、島しょの多い複雑な地形であるため、県内における野生動物の分布は均一ではなく、シカやアライグマ等は局所的に分布する。イノシシは1970年代（S45）中頃までは、西彼杵半島、多良山系及び上五島町など一部地域にのみ分布していたが、1994年（H6）頃から県北地域から島原半島、長崎市周辺および対馬にかけて分布が拡大、現在では壱岐や下五島地域などの島しょ部を含む県内全域で生息が確認されている（図2-3-1）。

農業については、地形が複雑で急傾斜地も多いことから、決して耕地条件に恵まれている訳ではないが、周年栽培や地形・天候等の地域特性を生かした多様な農業生産により、水稻やミカン、ビワ、イチゴ、ジャガイモ、アスパラガスなどの多品目栽培も盛んに行われている。

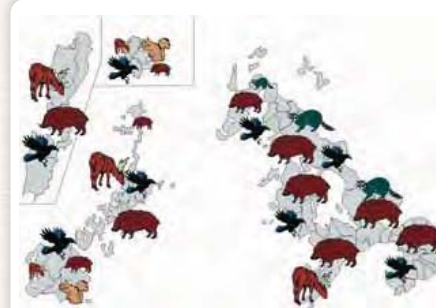


図2-3-1 長崎県における野生鳥獣の分布（模式図）

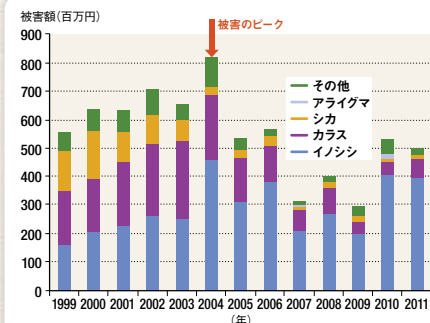


図2-3-2 長崎県における鳥獣被害額の推移

このような周年栽培や多品目栽培により、多くの地域で何らかの作物が一年を通じて存在するため、防護柵の設置とその管理が十分でない地域を中心に鳥獣被害が発生しており、中でもイノシシ被害が8割を占めている。

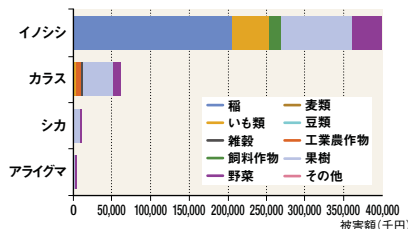


図 2-3-3 長崎県における獣種別・作物別の被害額(2011年度)



写真 2-3-1 イノシシによる水田の踏付け被害



写真 2-3-2 イノシシによる水稻の食害



写真 2-3-3 平戸沖の海上を遊泳するイノシシ

※(写真提供) 海上保安庁第七管区海上保安本部

長崎県におけるイノシシ被害は1991年(H3)から顕在化しはじめ、その後、増加傾向を示して、2004年(H16)にはイノシシ被害のピークである4億6000万円の農作物被害が発生した。2005年(H17)以降は、漸次減少傾向となり、2009年(H21)の1億9000万円まで減少したが、2010年(H22)には4億600万円と再び増加に転じている(図2-3-2)。被害作物は主に水稻(51.8%)、ミカン等の果樹(23.2%)、ジャガイモ等のイモ類(11.7%)となっている(図2-3-3・写真2-3-1、2-3-2)。また、近年は人家周辺へのイノシシの出没による交通事故や生活環境被害が報告されており、その被害は多岐に渡る。

本稿の主たる調査地である平戸市は、平戸島、生月島、大島、度島、高島等の40の島々と長崎県本土北西部の沿岸部から構成される人口3万9000人、面積235.6km²の地域で、観光業や農業・水産業が盛んである。市域の54%をスギ・ヒノキの人工林とマテバシイ等の二次林が占めており、特に二次林と山間部の耕作放棄地が近接するエリアはイノシシの生息好適地となっている。

平戸市におけるイノシシ被害は、2002年(H14)に1100万円から、2010年(H22)には約4倍の4410万円に増加しているが、被害の中心地域は長崎県本土に位置する田平地区(2002年、47.6%)から島しょ部の平戸地区(2010年、65.2%)に移行している(表2-3-1)。平戸市沖の海上では、遊泳するイノシシの目撃報告もあり(写真2-3-3)、長崎県ではイノシシが新たに侵入し

表 2-3-1 平戸市におけるイノシシ被害額の推移

	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
平戸	3,255	5,958	16,819	19,408	36,785	22,377	12,952	17,060	29,233
生月	0	1,370	0	789	5,904	4,588	6,347	9,144	4,750
田平	5,255	3,860	5,170	5,781	6,902	4,170	4,762	3,605	8,861
大島	2,530	4,680	900	2,549	10,205	9,565	5,881	3,155	1,965
計	11,040	15,868	22,889	28,527	59,796	40,700	29,942	32,964	44,809

た島しょでのイノシシの早期発見と捕獲体制の整備などの対応も重要な課題の一つである。

2 取り組みの経緯

長崎県では市町とともに、イノシシによる農業被害の発生状況に合わせて、様々な取り組みを行ってきた(表2-3-2)。特に近年は、イノシシおよびイノシシ被害の特性に基づき(参考1)、捕獲のみの偏った対策を行うのではなく、①侵入防止柵の設置などによる農地に入られないようにする「防護対策」、②ヤブの刈り払い等による緩衝帯整備や農作物残さや放任果樹の処分などの誘引物を除去するなどして、イノシシのエサや棲みかなどの生息好適環境を減らす「棲み分け対策」、③なるべく集落周辺でオトナのイノシシを含む群れを捕まえる「捕獲対策」の総合的な対策を「3対策」と名づけて、より効果的な被害対策の推進を図っている。

また、イノシシ等に負けない地域づくりを進めるためには、各地域が主体となって継続的に被害対策に取り組める体制を強化し、前述の3対策を計画までで終わらせるのではなく、実践までつなげる必要がある。そのため、従来の防護柵や捕獲用具の導入経費や狩猟免許取得費用等への助成のほか、長崎県では市町や農業協同組合、農業共済組合、猟友会などの関係団体と連携して人材育成にも力を入れている。特に、地域に正しいイノシシ対策の知識と技術を根付かせるため、対策を実践する際に地域のまとも役となる地域リーダーの確保を目的として、地域リーダーの指導者となる「イノシシ対策A級インストラクター」の育成に取り組んでいる(写真2-3-4)。このA級インストラクターが被害発生地域を対象に現地指導に赴いて、集落環境点検と点検結果をまとめた被害対策改善計画書など、地域が行う被害対策のマスタープランづくりや補助制度の活用など多角的な支援を行っている(図2-3-4、写真2-3-5)。

表 2-3-2 長崎県における被害対策の取組状況

年度	長崎県の取組状況
～2000年(H12)	被害把握と捕獲体制整備、技術普及
2001年(H13)	防護柵の設置支援事業 捕獲用具の導入支援
2002年(H14)	防護柵の設置支援事業の拡充
2003年(H15)	捕獲報奨金制度の設定
2004年(H16)	「ながさき有害鳥獣被害防止特区」制度の導入
2005年(H17)	イノシシ特定鳥獣保護管理計画を策定 捕獲用具の導入、捕獲報奨金、防護柵の設置支援の予算増
2006年(H18)	鳥獣対策専門員の配置 (イノシシの研究・対策に従事していた専門家を雇用)
2007年(H19)	GISシステムの導入開始
2008年(H20)	地域リーダー育成講座(イノシシ大学)を開始
2009年(H21)	指導者育成講座(イノシシ対策A級インストラクター研修)を開始
2010年(H22)	広域協議会の設置
2011年(H23)	分野横断的な協議会「長崎県鳥獣対策連絡会議」設置 現状把握と課題解決の方針「長崎県野生鳥獣被害対策基本指針」設定
2012年(H24)～	全国獣害サミット(長崎県鳥獣対策研修会)の開催 イノシシシカ特定鳥獣保護管理計画を策定 ヤギ放牧による緩衝帯整備事業(50地区100頭)を開始



写真 2-3-4 集落環境点検の現場指導



写真 2-3-5 被害対策研修会の様子

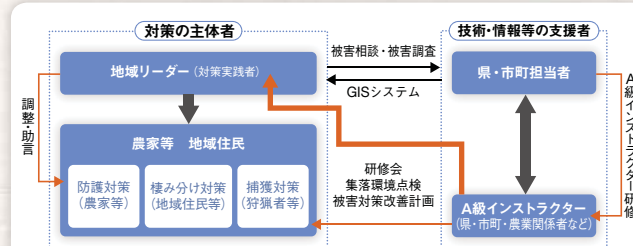


図 2-3-4 鳥獣対策の実施体制と支援体制の模式図

参考 NO.1 イノシシ対策を防犯システムに置き換えると

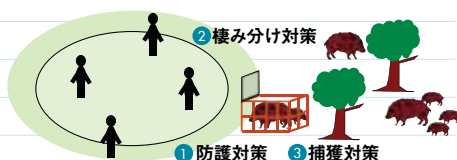
【防犯システムとイノシシ対策】

もし、泥棒に家財を盗まれたくなければ、何をすれば良いのか!?
警察官に泥棒を捕まえてもらうことは重要である。ただし、この場合、被害が出る前から怪しい人を全員捕まえてもらうことはできない。そのため、個人や地域による防犯活動も必要となる。

- ① 自宅の玄関や窓に鍵を閉めて、泥棒が家屋に入れないようにする
- ② 窓から良く見える位置に貴重品を置かない、街灯を設置して薄暗い場所を減らす
- ③ 怪しい人を見かけたり、被害にあったりしたら、警察に相談や通報して犯人を捕まえてもらう
- ④ 防犯意識を高めて、地域の目を増やす

これをイノシシ対策に置き換えると、①の施錠は侵入防止柵の設置等による防護対策に該当する。②は泥棒の犯罪意欲を抑制し、同時に警戒心を高める効果があり、イノシシ対策における誘引物除去や緩衝帯整備などの棲み分け対策と類似している。③は自身での犯人逮捕は困難なため、警察に相談・通報して犯人逮捕に協力する。これは狩猟免許を所持している捕獲従事者に被害の原因となっているイノシシの加害個体・加害個体群を捕獲してもらうのと同じことである。特に①と②については、個人ごとにするよりも地域全体で取り組む方が効果的なのは、防犯でもイノシシ対策でも変わらない。

3対策の概念図



【なぜ捕獲のみで被害軽減が困難な理由】

イノシシ対策において「捕獲対策」は決して意味のないことではなく、必要な対策の一つであることに疑いはない。ただし、単純に捕獲だけでは被害を軽減することは難しい。その理由として、イノシシの特性が関係している。

- ☐ 個体数や生息密度を把握する調査方法が確立されていない
- ☐ 多産多死の繁殖戦略を取るため、補償作用が働く可能性がある
 - ➔ 死亡率の高いコドモのイノシシを多数間引いても、最終的に生き残るイノシシの数は捕獲しなかった場合と変わらない可能性が高い
- ☐ 密度依存的に被害が発生するよりも、加害個体群の存在が農業被害等の原因となる
- ☐ なわばりを持たず、条件がよければ複数の個体、複数の群れが同所的に生息する
- ☐ 農業被害や生活被害を中心に被害が発生し、林業被害や生態系（自然植生）被害の報告は少ない
- ☐ 良質のエサ（農作物など）によりイノシシの繁殖率が高まる可能性があり、かつ、箱ワナ等への誘引が困難になる

このことから、イノシシの数を減らすためには、以下の2点に特に留意する必要がある。

- 繁殖可能な親個体か親個体を含む群れを捕獲する
- 防護、棲み分け対策によってイノシシの栄養状態や行動をコントロールしながら捕獲する

3 対策の内容

表 2-3-2 のとおり、長崎県では県内市町とともに3対策を中心に据えた様々な取り組みを行ってきた。その中で、イノシシの捕獲については、2003年（H15）に捕獲報奨金制度を設定し、捕獲従事者の負担軽減や捕獲意欲の向上を図ったが、更に捕獲対策を進めるため2004年（H16）から全国に先がけて特区制度（有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業）の導入を行った。

この制度を活用して、平戸市では2006年（H18）、佐世保市では2010年（H22）、諫早市では2011年（H23）から「捕獲隊（有害鳥獣捕獲補助員）」を設置し、地域が主体となった捕獲体制の整備を行っている。

なお、各市町においてはイノシシの生息状況、被害発生状況、捕獲体制の整備状況などが異なるため、設置の経緯や設置方法などに違いや工夫が見られる（表 2-3-3）。（捕獲隊の詳細については参考2を参照のこと）

表 2-3-3 平戸市、佐世保市、諫早市の捕獲隊の取組状況

市町名	平戸市	佐世保市	諫早市
設置の経緯	・地域から防護対策を含めた対策強化の要望があったため 地域住民→市	・地域から捕獲強化の要望があったため 地域住民→市	・捕獲従事者から捕獲隊を活用した 労力負担の軽減要望があったため 捕獲従事者→市
協議・調整 (捕獲従事者)	・猟友会	・猟友会支部および 猟友会支部を含む地域協議会	・猟友会
(地域住民)	・防護柵整備を進める地区協議会	・営農組合	・自治会
捕獲従事者と地域住民の マッチング	・捕獲従事者から地域住民に捕獲隊への 参加呼びかけ 捕獲従事者→地域住民	・営農組合から捕獲隊員の推薦を受けた 者が捕獲隊へのリーダーとしての参加を 働きかけ 地域住民→捕獲従事者	・地域住民から捕獲隊リーダーとしての 協力を働きかけ 地域住民→捕獲従事者
非農家の参加	・あり（農地所有の非農家を含む）	・あり	・あり
箱ワナの設置場所に 対する保険加入	・施設所有管理賠償責任保険に 市が加入	・施設所有管理賠償責任保険に 捕獲隊リーダーが加入 (捕獲報奨金を活用)	・施設所有管理賠償責任保険または 自治会活動保険に捕獲隊リーダーまたは 自治会が加入 (捕獲報奨金または自治会費等を活用)
箱ワナの設置場所	・自己農地から概ね100m以内	・概ね農地から100m程度	・自治会内の農地から100m以内
止め刺し方法	・銃による止め刺しに限定	・捕獲隊リーダーによる止め刺し	・捕獲隊リーダーによる止め刺し
捕獲報奨金の振り分け	・市で規定	・各捕獲隊で取り決め	・各捕獲隊で取り決め (自治会費から活動経費の支出を行う地域あり)
捕獲隊への研修・ アフターフォロー	・捕獲隊立ち上げ時に 捕獲研修等を実施 ・市と猟友会で安全講習会を開催	・市と猟友会で安全講習会を開催	・市と猟友会で安全講習会を開催 (各地区の情報交換会を兼ねる) ・活動状況アンケート
捕獲隊設置地域への 促進措置など	・複数の箱ワナを優先的に貸与可能		・市単独の箱ワナ導入事業を設定
その他	・免許取得者の猟友会への加入促進	・猟友会支部ごとに捕獲隊設置を検討	

例えば、平戸市や佐世保市では地域からの捕獲強化の要望が強く、それに対応できるように市が猟友会と協議した後、それぞれの市で農業を主体とする地域組織（地区協議会、営農組合）単位で捕獲隊設置の検討を進めている（参考3）。対して、諫早市では先に緊急雇用対策事業を活用して設置した重点捕獲支援隊（捕獲隊チームに類似するモデル事業）において、捕獲作業の支援を受けた狩猟者側から捕獲隊の制度を諫早市で取り入れる要望があり、それに対して市と猟友会が協議を行い、自治会単位での捕獲隊設置を呼びかけた。そのため、諫早市における捕獲隊では、非農家が含まれている割合が他地域に比べて高い傾向にある。

このように市と猟友会との協議、市から地域住民への周知を行った後に捕獲従事者（捕獲隊リーダー）と捕獲隊員（有害鳥獣捕獲補助員）のマッチングが行われるが、平戸市では捕獲従事者から地域住民に捕獲補助を要請しているのに対して、佐世保市と諫早市では地域住民（捕獲隊員となる方々）から捕獲隊リーダーになってくれる人を探してもらうようにしている（図 2-3-5、2-3-6）。実際は、市で両者のマッチングの支援を行っているものの、諫早市では捕獲隊のリーダーになってくれる人を見つけれなかった自治会では、他地域の捕獲従事者を紹介するとともに、自治会員の中心から狩猟免許を取得してもらうなど、地域での捕獲のリーダーを集落自らでつくる努力を求めている。いずれの場合であっても、地域内で捕獲従事者と捕獲隊員となる人たちが直接話し合う機会をつくることで、地域が主体となり被害対策を進められるように配慮されているのが特徴と考えられる。

また、捕獲隊によるワナ設置場所は、各市とも集落のほかなどから概ね 100m 以内としている。このことは、ほ場や人里へのイノシシの誘引を防ぎつつ加害個体・加害個体群を優先的に捕獲できるだけではなく、通常の有害鳥獣捕獲従事者の活動範囲と棲み分ける結果となっている。

なお、捕獲隊が使用できる猟具については、捕獲隊員（捕獲作業の補助を行う者）の安全確保および見回りやエサやりの労力負担を軽減できる効果が高いことから、箱ワナまたは囲いワナのみを使用できるように長崎県第 11 次鳥獣保護事業計画に定め、捕獲個体の殺処分方法などの細かい運用については、各市町で要領や規定が策定されている。また、捕獲隊の運用根拠を特区制度から鳥獣保護事業計画に移行する際に、県では各市の意見を聞きながら有害鳥獣捕獲許可証の許可基準の中で、許可証の有効期間の延長や狩猟期における捕獲隊の活動期間の制限を緩和し、捕獲隊による捕獲強化を図っている。

→ 実施体制

捕獲隊の体制は図 2-3-7 のとおり、狩猟免許を有する捕獲隊のリーダーとその指示のもと捕獲作業を補助する補助員（免許なし）から構成される。農作物等の被害発生に対するワナの設置は、捕獲作業の開始時期やワナ設置場所の検討などが捕獲隊内で話し合われ、ワナの設置から捕獲、捕獲個体の処分までの一連の作業が行われる。捕獲作業の中で最も時間が必要とされるエサの管理や見回り作業については、狩猟免許を所持しない者であっても捕獲隊員であれば単独でも可能であるため、捕獲隊のリーダーの負担が大幅に軽減される仕組みとなっている。

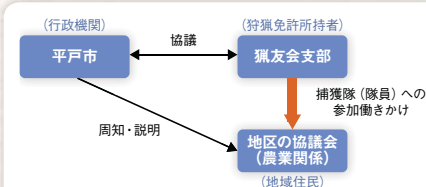


図 2-3-5 平戸市における捕獲隊設置の関係図

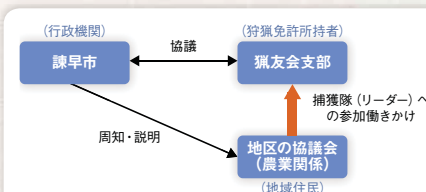


図 2-3-6 諫早市における捕獲隊設置の関係図

2013

Reference

参考 NO.2 捕獲隊（有害鳥獣捕獲補助員）について

【捕獲隊とは】

「捕獲隊」とは国の制度（1303 特区（免許なし特区）、有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業（環境省）を活用したもので、多くの場合、狩猟免許を持つ「リーダー」とリーダーの捕獲作業の補助を行う「補助員」で構成される。

2012 年（H24）からは、この特区制度が全国展開されたため、特区認定を受けなくても、各都道府県が定める「第 11 次鳥獣保護事業計画」に基づき、捕獲隊の整備が可能となった。

【捕獲隊で活動するための要件】

以下の要件が必要とされます。

※詳細は環境省の説明会資料および各都道府県の鳥獣保護事業計画に記載されている事項により異なる

- ☐ 毎年、捕獲の知識・技術に関わる安全講習会等を受講していること
- ☐ 使用する捕獲用具（箱ワナなど）への保険の加入
- ☐ 捕獲隊への登録や有害鳥獣捕獲許可を受けること

【捕獲隊の補助員ができる作業】

通常は、狩猟免許を持っていないとできない作業でも、一定の条件下で作業できるようになる。

ワナの設置	▲
ワナの管理（エサやりや見回り）	●
捕獲（止め刺し処分）	▲
ワナの撤去	▲

● 単独で作業ができる免許所持者
▲ 免許所持者（リーダー）と協力して作業ができる

【捕獲隊と混同されやすいもの】

- 鳥獣被害対策実施隊・・・特措法
「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（特措法）」により、市町村が策定した「被害防止計画」に基づく被害防止施策を適切に実施するために設置する組織。
- 対象鳥獣捕獲員・・・特措法
「鳥獣被害対策実施隊員」であって、主として対象鳥獣の捕獲行為に従事することが見込まれる者。
- 防除実施計画による防除従事者・・・特定外来生物法
「特定外来生物法」に基づくアライグマ等の「防除実施計画」により特定外来生物の防除に従事する者。
- その他（有害鳥獣捕獲隊・駆除隊・駆除班など）

2013

Reference

参考 NO.3 平戸市における捕獲隊設置の経緯

- ① 2005 年から地元猟友会と協議し、各地域の猟友会員に対して捕獲隊の制度の周知を実施したところ、各地域から捕獲隊設置の要望があがるようになり出した。
- ② イノシシ被害の増加に伴い、各地域の農家から箱ワナの設置の相談をしても要望が多いため、長く順番待ちをせざるを得ない状況となって来た。
- ③ 市では捕獲隊を設置した地域には箱ワナ 3 基を優先的に貸与する方針としたところ、2006 年度から 10 地区が捕獲隊を立ち上げることとなった。

捕獲隊による捕獲活動に先立っては、捕獲隊員は捕獲隊の設置要望や有害鳥獣捕獲許可の申請などをあげ、市町村はそれに応じて、安全講習会の開催や有害捕獲許可証の交付を行う。また、長崎県では、これらの活動が円滑に進むように補助事業による狩猟免許取得助成や捕獲用具の購入助成、捕獲報奨金制度の導入に加えて、情報提供や講習会への講師派遣などの支援を行っている。

なお、現在、捕獲隊の設置を検討している市町においては、鳥獣対策特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊を捕獲隊の上位に位置づけて、実施隊による広域的な指導・助言のもと、より効果的に捕獲隊による地域の捕獲活動を支援する体制づくりを進めている（図2-3-8）。

→ 成果と課題

① 成果

既に捕獲隊が活動している平戸市、佐世保市、諫早市では捕獲隊が効率的なイノシシ捕獲を進めている（表2-3-4）。特に先行して捕獲隊設置に取り組んでいる平戸市では、発足当初の2006年（H18）は10チームしかなかった捕獲隊が、2012年（H24）には23チームに拡充されており、捕獲数も約100頭から今では約400頭まで増加している。

これら3市の捕獲隊では、狩猟免許を所持している捕獲隊リーダーの中で、もともと有害鳥獣捕獲に従事している者であっても捕獲隊として別に箱ワナの設置数を増やしている（ただし、法令に基づき、合計30基以内）ため、捕獲隊によるイノシシの捕獲数は各市にとって

は純増捕獲数となっている。

加えて、捕獲隊の成果としては、捕獲数の増加以外の効果も現れているので、以下に紹介する。

- ・住民や猟友会からの相談や要望件数が減った
- ・被害発生から捕獲までが迅速に行われるようになった
- ・狩猟免許の新規取得者が増加した
- ・住民と狩猟者の相互理解が深まった

捕獲体制の整備によって地域の中で情報の共有化と捕獲作業に必要な申請手続きや連絡調整が円滑に行われることで、被害発生から捕獲までの迅速化が図られている（図2-3-9、-10）。また、捕獲作業を補助する中で、捕獲技術の習得や狩猟の面白さに触れる機会が増えたり、狩猟免許取得の際の相談相手や取得後に一緒に出猟できる仲間が出来たりすることから、捕獲補助員が免許を取得する事例も見られる。平戸市では4人チームの補助員全員が狩猟免許を取得したため、捕獲隊が発展的解散したチームもあった。逆に農家が捕獲作業の大変さを知り、狩猟者との相互理解が深まることも多いとされる。イノシシがほ場で自由にエサが食べられる状態では、箱ワナまで寄せ餌で誘引することが困難であることを理解した結果、農家による地域の防護柵の管理と野菜クズなどの農作物の残さ処分が強化される場合やイノシシの捕獲に必要な労力よりも防護柵の設置と管理や草刈りなどの労力の方が軽微であると感じることで農家と捕獲従事者の被害対策における役割分担が明確になるという事例も報告されている。

② 波及

上述のとおり、捕獲隊を設置した3市においてその効果が認められており、これらの事例は他の市町にも紹介されている。それにも関わらず1市を除いた県内の17市町では、まだ捕獲隊を設置して捕獲活動を開始するまでには至っていない。その理由を探るために他市町が抱える、捕獲隊設置の課題や進捗状況について調査を行った。

その結果、捕獲隊未設置の11市町が捕獲隊の設置を予定または検討しているが、6市町が捕獲隊の設置予定がないことが解った。中でも捕獲隊設置に向けて既に猟友会との協議を行ったところが8市町あったものの、住民との意見交換や周知まで至っているところは3市町しかなく、「猟友会との協議が難航している地域」と「住民への周知で難航している地域」が混在する。このことは、先行した3地域で準備期間が2年程度あり、「担当者の捕獲隊制度の理解」と「猟友会および住民との協議」、「免許所持者と農家等のマッチング（お見合い）」などに時間を要したと考えられる。加えて、

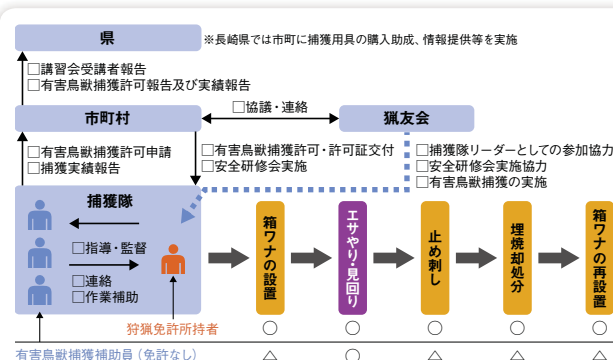


図2-3-7 捕獲隊の体制および活動作業

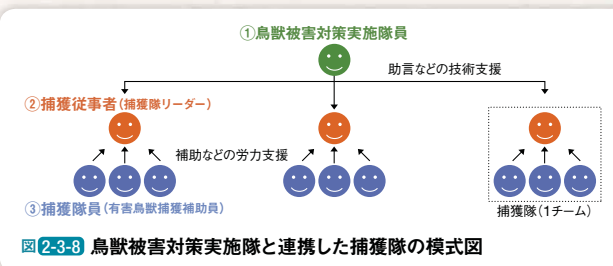


図2-3-8 鳥獣被害対策実施隊と連携した捕獲隊の模式図

表2-3-4 長崎県内の捕獲隊によるイノシシ捕獲実績

市町名	取組年度	捕獲隊チーム数	捕獲隊リーダー（免許所持者）	捕獲補助員	獲得実績
平戸市	2006年度	21チーム	20名	175名	2006年度 110等
					2007年度 132等
					2008年度 408等
					2010年度 204等
					2011年度 418等
					2012年度 378等
佐世保市	2010年度	17チーム	15名	72名	2010年度 120等 2011年度 97等
諫早市	2011年度	28チーム	28名	330名	2011年度 91等

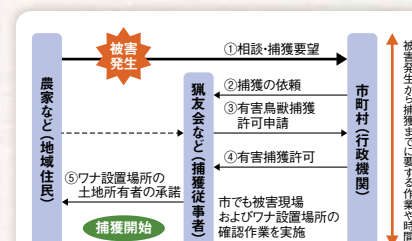


図2-3-9 被害発生から捕獲開始までの作業（捕獲隊がない場合）

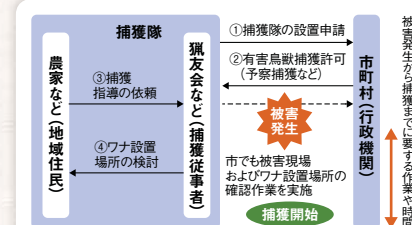


図2-3-10 被害発生から捕獲開始までの作業（捕獲隊がある場合）

捕獲隊の設置に対して、市町（行政機関）、猟友会（捕獲従事者）、住民（農家など）が、それぞれ制度に対する不安を抱えることも捕獲隊の設置に足止めがかかる理由の一つである（表 2-3-6）。

ただし、市町が受ける猟友会や住民からの要望を比較すると（表 2-3-5）、一見バラバラに見える両者の要望が実はお互いの要望を補完する状態であることが解る。また、市町と猟友会と住民が捕獲隊制度に対する不安（表 2-3-6）を解消させることで、猟友会と住民の要望をマッチングさせることができる。例えば、多くの住民が持つ「自己防衛的にイノシシを捕獲したいという要望」と猟友会員が持つ「有害鳥獣捕獲に関わる負担軽減」は、住民の持つ不安（不満に近い）「狩猟免許がなければ、なぜイノシシを捕獲できないのか」と、猟友会員が持つ不安「狩猟免許がなくても捕獲できるようになるのはおかしい」を、行政側が捕獲隊の制度を説明する際にきちんと法令「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）」を説明することで解消できる。住民側の「直ぐに捕獲の対応をして欲しい」と猟友会員側の「現地作業に必要な時間の調整」やワナを設置する際の「土地所有者との調整」は、お互いが事前に協議して捕獲隊をつくることで解決でき、市町の不安「事務負担の増加」は地域主体の捕獲活動を成立させることで「事務負担の減少」へと変化する。

特に捕獲隊設置を検討する際に行政・狩猟者・住民の三者が不安を抱くのは「捕獲隊員の安全確保」であるが、捕獲隊の作業においては、免許所持者が加入する保険（ハンター保険など）と捕獲隊で使用する箱ワナへの保険加入（施設所有者賠償責任保険など）により不慮の事故や怪我などをカバーすることができる。しかしながら、重要なことはそれ以前に、イノシシの生態の正確な知識や捕獲作業時の注意事項について、狩猟免許所持者には再認識を促し、普段は狩猟免許制度や捕獲作業等に接する機会が少ない農家等の地域住民にもそのことを周知する機会をつくることで、捕獲隊の安全対策のみならず地域でのイノシシによる人身事故の予防に繋がる。

全国的に狩猟者の減少や高齢化が問題となっているが、近年、被害対策を目的としたわな免許所持者の数は増加傾向にある。しかし、免許取得後の3年後に免許を更新しない者も少なくないとされる。この捕獲隊では、狩猟免許を有さない者が捕獲補助作業を通じて自身の狩猟の適性を事前に知ることができ、また、猟友会も筋がよい人材の確保や狩猟文化や捕獲技術を伝承できる可能性が高まる。

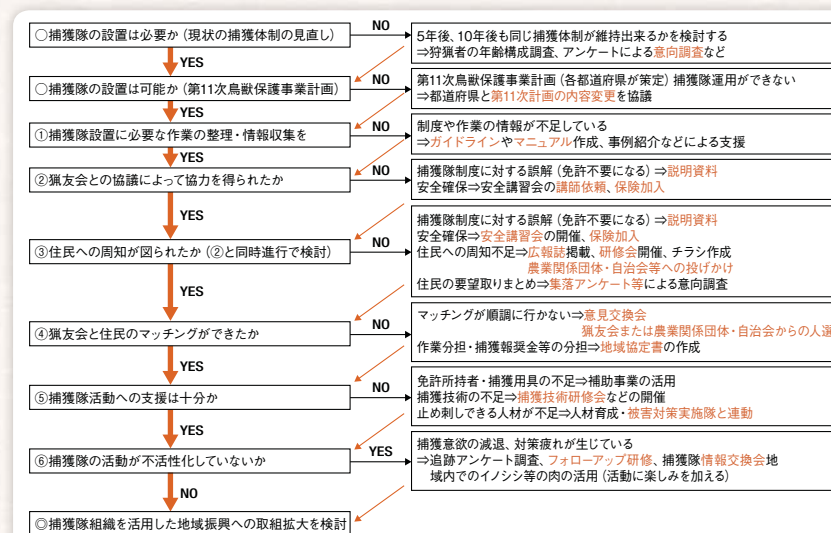
以上のような様々なメリットが捕獲

主な住民の要望	主な猟友会（狩猟者）の要望
・自己防衛的に捕獲したい	・有害鳥獣捕獲に関わる負担軽減（設置、見回り、埋焼処分など）
・捕獲依頼してから直ぐに対応して欲しい	・捕獲報奨金の増額
・行政主導で捕獲して欲しい	・土地所有者との調整
・免許取得後の相談相手や技術向上が知りたい	・地域住民の捕獲への理解不足
	・現地作業に必要な時間の調整

表2-3-5 イノシシ捕獲に関わる要望

猟友会が抱える捕獲への不安	解決方法
・無免許で捕獲できるとの誤解（猟友会による制度の誤解）	① 捕獲隊説明会・広報など
・捕獲補助員の安全確保	② 安全講習会
・捕獲報奨金の分配	③ 捕獲隊運用マニュアル
・制度の情報不足	④ 使用器材（ワナ）の保険加入
	⑤ 捕獲隊設置協定書
住民が抱える捕獲隊への不安	
・無免許で捕獲できるとの誤解（住民による制度の誤解）	
・制度の情報不足	
・安全対策	
市町担当者が抱える捕獲隊への不安	
・猟友会や住民との協議や周知	
・捕獲隊リーダーと住民とのマッチング	
・捕獲隊員の安全確保	
・事務負担の増加	
・制度や運用方法の情報不足	

表2-3-6 捕獲隊設置などに関わる関係者の不安



隊にはあることから、捕獲隊設置に必要な手順（図 2-3-11）や猟友会、住民への説明や周知に必要な資料、他地域の事例、安全研修会に必要な資材や資料の支援、市町村の事務負担軽減や捕獲隊の活動を助長するための鳥獣保護事業計画の検討など、国や都道府県等による更なるサポートも必要と考えられる。

3 課題

捕獲隊の活動については時間の経過とともに、チーム間で捕獲意欲や捕獲実績にばらつきが生じている傾向がある。そして、意欲の低下したチームでは捕獲補助員の離脱があるなど、同じ地域で新たな人材の確保が困難な場合もある。

また、地区によっては農繁期（被害が発生しやすい時期）に捕獲活動が低下したり、逆に被害発生時期を過ぎると捕獲作業が停止したりする場合もあり、農業被害だけではなくイノシシの人里への出没による生活環境被害や人身被害、イノシシとの交通事故などを回避するためには、農家だけではなく、農家以外の住民参加も重要な課題である。

いずれにしても対策を続ける際には、地域で捕獲したイノシシをお祭りや会合などで資源として活用したり、繁殖期前や被害発生前の対策効果が高い時期に集中的に捕獲作業をしたりするなど、活動を続ける内に対策疲れが起こらないような工夫が必要となって来る。その点、諫早市などでは、毎年の安全講習会の際に、他地域との情報交換の場（苦労話や自慢話を披露できる）を設けて地域間の交流を図るなどの機会を設けており、このような取り組みによって、『イノシシ対策をきっかけに人と人を結ぶような活動が地域の活性に繋がる』ことを期待する。